長期優良住宅化リフォーム推進事業

良質な住宅ストックの形成や、若者による既存住宅の取得環境の改善、子育てをしやすい環境の整備等を図るため、既存住宅の長寿命化や省エネ化、三世代同居など複数世帯の同居の実現等に資するリフォームに対する支援を行う。

赤字:H31年度拡充

省

事業概要

【対象事業】

以下の①~③を満たすリフォーム工事

- (1)インスペクションを実施し、維持保全計画・履歴を作成すること
- ②工事後に耐震性と劣化対策が確保されること
- ③日常的に使用する居室等の部分が、省エネルギー性、バリアフリー性等のいずれかの基準を満たすもの
- ※若者が既存住宅取得時に行うリフォームは適用要件を緩和 (①、②のみ適用)

【補助率】 1/3

【限度額】 100万円/戸

- 〇 長期優良住宅(増改築)認定を取得する場合 200万円/戸 さらに省エネ性能を向上させる場合 250万円/戸
- 三世代同居改修工事を併せて行う場合は、上記の限度額のほか、 50万円/戸を上限として補助



- ※ 三世代同居改修工事については、工事完了後に、 キッチン・浴室・トイレ・玄関のうちいずれか2つ以上が複数か所あることが要件
- ※ 良好なマンション管理対応工事については、①一定の要件を満たす長期修繕計画を作成すること、 ②評価委員会により良好なマンション管理に寄与するものとして認められた工事であることが要件

効果

- 良質な既存住宅ストックの 既存住宅流通・ 形成 リフォーム市場の活性化
- 三世代同居の推進 若者の住宅取得への 支援